

○ 地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）（抄）（第四条関係）【公布日又は令和五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 地域保健対策に係る人材の確保（第二十一条―第二十五条） 第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置（第二十六条・第二十七条） 第七章 罰則（第二十八条） 附則 第四条（略） ② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二（略） 三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十四条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項 四 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する基本的事項 五・六（略） ③ 基本指針は、健康危機（国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じのおそれがある緊急の事態をいう。第二十一条第一項において同じ。）への対処を考慮して定めるものとする。 ④（略）</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画（第二十一条・第二十二條） （新設） （新設） 附則 第四条（略） ② 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一・二（略） 三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項 四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項 五・六（略） （新設） ③（略）</p>

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

一（十一）（略）

十二 感染症その他の疾病の予防に関する事項

十三・十四（略）

第二十条 国は、第二十四条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

#### 第五章 地域保健対策に係る人材の確保

第二十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体の長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合におけるその管轄する区域内の地域保健対策に係る業務の状況を勘案して必要があると認めるときは、地域保健の専門的知識を有する者であつて厚生労働省令で定めるものうち、あらかじめ、この項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者に対し、当該地方公共団体の長が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請することができる。

② 前項の規定による要請を受けた者（以下「業務支援員」という。）を使用している者は、その業務の遂行に著しい支障のない限り、当該業務支援員が当該要請に応じて同項に規定する業務又は助言を行うことができるための配慮をするよう努めなければなら

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

一（十一）（略）

十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項

十三・十四（略）

第二十条 国は、次条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

#### 第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画

（新設）

ない。

③ 業務支援員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職員として第一項に規定する業務又は助言を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、第一項の規定による要請に応じて行つた同項に規定する助言に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。業務支援員でなくなつた後においても、同様とする。

第二十二条 国及び第五条第一項に規定する地方公共団体は、前条第一項に規定する者に対し、同項に規定する業務又は助言に関する研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第二十三条 国は、第二十一条第一項に規定する者の確保及び資質の向上並びに業務支援員が行う業務又は助言が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第二十四条・第二十五条 （略）

第六章 地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関する措置

第二十六条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

（新設）

（新設）

第二十一条・第二十二条 （略）

（新設）

（新設）

第二十七条 国は、前条の規定に基づいて実施する措置が円滑に実施されるように、第五条第一項に規定する地方公共団体に対し、必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 罰則

第二十八条 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)